

令和 2 年度

第 2 回紀の川市地域公共交通活性化再生協議会議案書（意見照会）

発 送 日：令和 2 年 8 月 2 5 日（火）

提出期限：令和 2 年 9 月 1 1 日（金）

**【議事事項】**

○議案

紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

**【報告事項】**

○報告

紀の川コミュニティバスのダイヤ改正について

## ○議事事項

紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

- 岩出市と共同運行している「紀の川コミュニティバス」について、和歌山バス那賀株式会社が車両老朽化に伴う車両更新を行うにあたり、交通バリアフリー法における移動円滑化基準の適用除外認定を申請することについて意見照会を行う。

資料1のとおり

令和2年 8月25日提出

■紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

1. 和歌山バス那賀株式会社からの協議依頼について

紀の川コミュニティバスの運行に使用している車両が、老朽化により更新が必要となっています。そこで、運行事業者（和歌山バス那賀株式会社）にて中古車両を購入いただき、車両の更新を行う予定ですが、交通バリアフリー法における移動円滑化基準に一部合致しない仕様となることから、適用除外認定を申請することの同意を求めます。

なお、身体の不自由な方の乗降については乗務員が可能な限りサポートすることに加え、紀の川市身体障害者連盟の会長にも内容を説明し、ご理解いただいていることを申し添えます。

2. 移動円滑化基準の適用除外を求める条項について

運行事業者から、移動円滑化基準の以下の条項について適用除外認定の申請をすることに同意いただきたい旨の申し出がありました。

- ①第 37 条第 2 項第 1 号（乗降口の有効幅）
- ②第 37 条第 2 項第 2 号（乗降口スロープ）
- ③第 38 条第 1 項（床面の高さ）
- ④第 39 条（車椅子スペース）
- ⑤第 40 条第 1 項（通路の有効幅）

3. 廃車車両および代替車両について

	型式	初度登録年	定員(人)	長さ(cm)	幅(cm)	車両総重量	車両番号
廃車	日野 KK-RX4JFEA	平成 11 年	33	699	208	7,035kg	和歌山 200 か 584
代替	日野 BDG-RX6JFBA	平成 21 年	26	699	205	6,440kg	未定

## ○報告事項

紀の川コミュニティバスのダイヤ改正について

- 岩出市と共同運行している「紀の川コミュニティバス」について、岩出市および和歌山バス那賀株式会社と協議し、ダイヤ改正の方針を決定したので、報告する。

資料2のとおり

令和2年 8月25日提出

## ■紀の川コミュニティバスのダイヤ改正について

### 1. ダイヤ改正の経緯

利用者の減少に伴い、国および県が定める利用水準(下限)を満たすことができず、令和2年10月から運行補助金の交付を受けることができなくなります。

これに伴い、1年間で約1,100万円の財政負担が増加する見込みであり、現在の運行規模を維持することは困難です。

そこで、紀の川コミュニティバスの廃線を避け、可能な範囲で運行を持続させるため、ダイヤ改正を実施することとなりました。

### 2. ダイヤ改正の内容

改正案作成の検討資料とするため、岩出市および和歌山バス那賀株式会社と連携し、利用実態調査を実施しています。

3者で協議した結果、利便性の低下を可能な範囲で抑制し、かつ経費削減の効果を発揮することを目指し、以下のとおり改正します。

①平日は現行どおりの運行とする

②休日(土・日・祝日および12月30日～翌1月3日の期間)を運休とする

③周知期間を考慮し、令和3年1月4日(月)からの改正とする

なお、「現在の運行」「改正後の運行」「改正しない場合の運行」を比較した内容は、下表のとおりです。

	現在の運行 (国・県補助あり)	改正後の運行 (国・県補助なし)	【参考】 改正しない場合
運 休 日	● 1/1～1/3	● 1/1～1/3 ● 12/30～12/31 ● 土・日・祝日	● 1/1～1/3
本市負担額	約1,050万円/年	約1,400万円/年	約2,150万円
負担増額	—	+ 350万円/年	+ 1,100万円/年